

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所  
**KISTEC 令和7年度「戦略的研究シーズ育成事業」募集要項**  
 公募型フィージビリティ・スタディ共同研究

(地独)神奈川県立産業技術総合研究所(略称:KISTEC)は、大学等の有望な研究シーズを<sup>キステック</sup>発掘し事業化・実用化につなげるプロジェクト研究事業を通じて県内産業と科学技術の振興を図り、もって豊かで質の高い県民生活の実現を目指しています。KISTECはこの度、令和7年度戦略的研究シーズ育成事業(以下「本事業」という。)の研究テーマを次の通り募集します。なお、本公募は令和7年度の事業について計画段階で行うものであり、状況によって事業内容や事業予算を変更する場合があります。

**事業概要**

**(1) 事業目的**

本事業は、地域の経済的価値(新産業・新事業)の創出や地域の社会的価値(クオリティー・オブ・ライフの向上等)の創出に発展するような研究シーズの育成を目的とした公募型の共同研究事業です。KISTECは神奈川県科学技術政策と連動して、産業の発展と生活の質的向上に寄与することを目指しており、本事業の成果が地域への貢献を果たすことを期待します。

**(2) 対象となる研究課題**

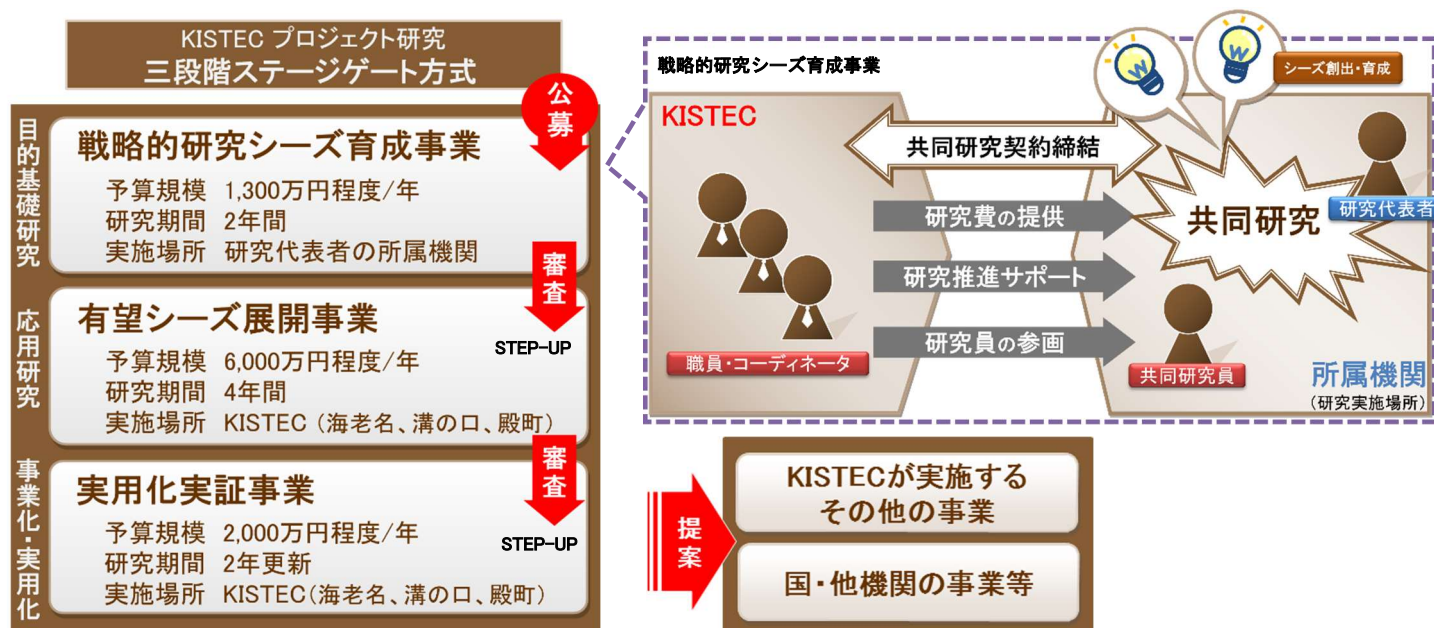
KISTECが主要研究分野として掲げる「基礎科学・計測」、「ナノテクノロジー・材料科学」、「エレクトロニクス・情報技術」、「ライフサイエンス」のいずれか、またはこれらの分野を超えた複合領域に属するものであって、上記の事業目的に合致する研究課題を広く募集します。

**(3) 事業スキームの概要**

本事業に採択された提案者は、KISTECと提案者の所属機関(以下「所属機関」という。)との間で共同研究契約を締結したうえで、提案者自らが「研究代表者」となって、所属機関を研究実施場所として採択課題の研究(以下「研究活動」という。)を行っていただきます。KISTECは専任の研究員または技術部所属の研究員(以下「共同研究員」という。)を参画させ、研究代表者とともに研究活動を推進します。また、研究代表者は共同研究を実施するうえでKISTECによる様々なサポートを受けることができます。

**(4) 本事業の位置付け**

本事業終了後、研究の進捗や成果等に応じて、審査を経て次段階の事業へステップアップします。また、KISTECが実施する他の事業または国や他機関の研究事業等への移行を提案させていただく場合があります。なお、審査の結果、展開・移行することなく終了する場合があります。



## 募集・選考等

### 1 戦略的研究シーズ育成事業の推進

#### (1) 共同研究

- KISTEC と所属機関との間で共同研究契約を締結します。応募にあたって、本要項の内容を理解したうえで本事業の実施可否について予め所属機関へ確認してください。
- 採択後、提案者は研究代表者として、所属機関の身分のまま KISTEC の共同研究員とともに共同研究を推進していただきます。

#### (2) 共同研究実施場所

- 共同研究の実施場所は研究代表者の所属機関とします。本事業が所属機関と KISTEC とが連携しながら新たなステージを目指すものであることに鑑みて、共同研究実施場所は神奈川県内またはその近郊に確保してください。

#### (3) KISTEC 研究員の参画（共同研究員）

研究代表者は、共同研究の実施にあたって、次のいずれか、または併用による KISTEC 研究員の参画方法を決定します。

##### A. 専任研究員の参画

- 研究代表者が推薦する博士号取得者を KISTEC の規定に基づいて新規に雇用し、専任の研究員として共同研究へ参画させます。（推薦者がいない場合は公募となります。）
- 専任研究員の給与・手当および社会保険料等は本事業予算から支出します。
- 専任研究員は共同研究実施場所にて研究に従事し、研究代表者の所属機関は専任研究員を受け入れていただきます。

##### B. 技術部研究員の参画

- KISTEC 技術部（機械・材料技術部、電子技術部、情報・生産技術部、化学技術部または川崎技術支援部）の研究員が、設定したエフォートの範囲で共同研究に参画します。

#### (4) KISTEC による支援等

- 研究活動を支援するため、採択課題毎に KISTEC 職員を担当者（専属ではありません。）として配置します。
- 担当職員は、研究推進のために進捗状況等を把握し、共同研究に係る知的財産権の取り扱い、外部連携に伴う契約、予算執行に関する事務を行います。
- 科学技術コーディネーター、研究推進統括監、技術推進統括監等が本事業の目的達成に向けた助言やサポートを行います。

#### (5) 知的財産権の帰属

- 研究活動により得られた発明等の知的財産権については、原則的に、研究代表者、共同研究員及びその他の発明等をなした者による寄与の割合に応じて所属機関がそれぞれ承継し、持分等の詳細については所属機関と KISTEC との間の共同研究契約に基づいて取り扱うこととします。
- 本事業によって得られた知的財産権等に基づいて KISTEC 研究事業にステップアップした場合は、当該知的財産権がその後の研究活動、技術移転活動等に支障が生じることがないように調整させていただく場合があります。

#### (6) KISTEC 研究事業へのステージゲート審査

- 採択課題を KISTEC 研究事業等へステップアップさせるか否かの判断を行うため、研究代表者は本事業の二年度目に KISTEC 研究事業の提案書を新たに作成し、対面プレゼン形式でステージゲート審査を行います。審査の結果、ステップアップすることなく研究を終了とさせていただくことがあります。

## 2 提案者の要件

研究代表者となる方ご本人から提案していただきます。提案者の要件は次のとおりです。

- ・自ら研究構想の発案者であるとともに、その構想を実現するためのリーダーシップを持って研究を推進する意思のある方。
- ・本事業及び KISTEC 研究事業等を通じて、研究全体に責任を負える方。
- ・共同研究開始時点で50歳以下の方。

※ステップアップ等により研究事業が長期に渡る可能性があるため一定の年齢制限を設けています。

## 3 対象となる研究課題

研究フェーズ： 目的基礎研究

(イノベーション創出が期待できるシーズ創出直後若しくは創出間近の研究段階)

研究課題： 下記研究分野のいずれか、またはこれらの複合領域に属する研究課題

研究分野： ① 基礎科学・計測

② ナノテクノロジー・材料科学

③ エレクトロニクス・情報技術

④ ライフサイエンス

期待される効果： 採択課題の研究推進により、成果が地域の経済的価値（新産業・新事業）や社会的価値（クオリティー・オブ・ライフの向上等）の創出につながる。

※KISTEC は神奈川県知事から指示を受けた第二期（令和4年度～令和8年度）の中期目標を達成するための計画（第二期中期計画）に基づいて研究活動を行っています。第二期中期目標および第二期中期計画は以下の URL から参照可能です。

KISTEC 公式 web サイト

<https://www.kistec.jp/aboutus/johokoukai/chuki/>

## 4 研究期間

原則2年間（令和7年4月1日から令和9年3月末まで）

※KISTEC と所属機関との間で、年度毎に共同研究契約を締結します。

## 5 研究費

### (1) 基準単価

一課題あたりの事業予算：1,300万円程度/年（専任研究員の人件費及び間接経費を含む）

### (2) 研究費の使途

本事業における研究課題の推進に直接必要な経費のうち次の使途に支出できます。執行ルールについては所属機関の規程を適用していただきます。

事業予算 1,300 万円	共同研究費	直接経費	物品費	税込50万円未満または耐用年数1年未満の研究用途物品
		旅費	本事業に参画する研究者（共同研究員を含む）の出張旅費	
		人件費	研究補助者に支払う賃金（所属機関と雇用契約を締結すること）	
		その他経費	分析・試作委託、機器リース料、学会参加費等の研究活動に必要な経費、非課税取引に係る消費税相当額等	
	間接経費	直接経費の15%を上限とする		
	共同研究員費	共同研究員の派遣受け入れに必要な経費（大学等における研究料）		
KISTEC 留保分	共同研究員人件費（諸手当含む）、その他諸経費 専任研究員の場合：700万円程度			

所属機関への  
支払い対象

年度毎の事業費内訳イメージ

### (3) 共同研究費の支払い

- 共同研究費は、本事業予算から KISTEC が直接執行する経費（専任研究員の人件費、その他諸経費）を差し引いて、所属機関が発行する請求書に基づいて概算払いします。
- 所属機関において共同研究員の受け入れのための費用（共同研究料等）が生じる場合には、本事業予算から支払います。

### (4) 経費の精算

- 共同研究費は単年度会計（会計期間：4月～3月）で集計し、共同研究契約で定められた期日までに所定の様式にて経理報告書を提出していただきます。なお、共同研究費の年度繰り越しは認められません。

## 6 選考

### (1) 選考スケジュール

応募締め切り後、書類選考、面接選考を経て令和7年1月頃に採択内定の予定です。



### (2) 選考の視点

**独 創 性**：提案者自身の着想であること

**地域への貢献**：地域の経済的価値（新産業・新事業）の創出や地域の社会的価値（クオリティ・オブ・ライフの向上等）の創出が期待できること

**実 現 性**：提案された研究構想を実現するための手がかりが得られていること

### (3) 応募方法

- 本事業は公募制です。提案者は指定様式の「研究提案書」に主要論文の別刷り等（5件以内）を添付し、受付期間中に郵送にてご提出ください。
- 本事業への応募は提案者1名につき1課題までとします。また、複数名による連名での提案は認められません。
- 本事業は、KISTEC 研究事業等へつながる研究シーズの育成を目的としているため、ステップアップした場合の研究期間4年間を含め、計6年間の研究計画を作成していただきます。
- 研究提案書の記入内容に不明な点がある場合及び書類に不備がある場合には、KISTEC 事務局より提案者に説明を求め、書類の修正や再提出を求める場合があります。この場合において、修正や再提出が指定した期日に間に合わない場合は辞退したものとみなします。
- 研究提案書及びその他の提出書類は本事業の審査のために使用し、提案者の利益の維持、個人情報保護及びその他の観点から応募内容に関する秘密は厳守します。なお、研究提案書およびその他の提出書類は返却しません。

### (4) 採択件数

3件程度（予定）

## 7 研究代表者の責務

### (1) 研究推進及び管理

研究代表者は年度ごとに研究計画書及び研究報告書を作成し、研究活動全般に責任を負います。また、共同研究の実施にあたって研究成果の発表、権利化ならびに企業等との共同研究に積極的に取り組んでいただきます。

### (2) 共同研究員の選出

本事業は、研究代表者と KISTEC 共同研究員との共同実施が前提となります。研究代表者は、KISTEC 共同研究員として専任研究員候補者の推薦、または技術部研究員との事前調整を行ってください。

### (3) 研究費の使用責任

研究代表者は研究費の執行管理を行う者として、物品購入、出張、研究補助員の管理等にかかる事務手続き及びその内容について責任を負います。また、KISTEC が経理の調査を行う場合は対応していただきます。

### (4) 法令遵守

法令、関係団体の指針、KISTEC と所属機関が締結する共同研究契約及び所属機関の規定に従い採択課題の研究推進を行っていただきます。

### (5) 採択課題の研究成果の取り扱い等

- 所定の時期に KISTEC 役員等へ研究の進捗状況を報告していただきます。
- 研究活動により生じた成果については知的財産権の取得を積極的に行い、成果を外部へ発表する場合には KISTEC 戦略的研究シーズ育成事業の成果である旨を明記していただきます。
- KISTEC が開催・発行するイベントや報告書等において、研究活動の進捗や成果を報告していただきます。

## 8 所属機関の責務

### (1) 共同研究契約の締結等

所属機関には、研究代表者が本事業の研究活動を実施するにあたり、KISTEC との共同研究契約の締結、研究活動実施場所（設備・環境を含む）の提供、KISTEC 共同研究員の受け入れ等を行っていただきます。

### (2) 研究費の管理

所属機関には、共同研究契約書及び所属機関が規定する諸規定に基づいて研究費の適正な経理処理を行なっていただくとともに、KISTEC による経理の調査がある場合にはこれに対応していただきます。また、所定の様式にて経理報告書を年度ごとに作成し、期日までにご提出いただきます。

### (3) 研究のための実施

所属機関が保有する知的財産権に基づいた提案がなされた場合、本事業の共同研究の遂行に必要な範囲において、KISTEC が当該知的財産権を無償で実施することに同意していただきます。

## 応募受付期間

令和6年9月30日(月)～10月12日(土)当日消印有効

## 応募書類

研究提案書（指定様式）

主要論文の別刷等（5件以内）

} 各1部提出

## 書類提出先

### お問い合わせ先・応募書類提出先

研究開発部 研究推進課 研究企画グループ 本間、後藤

〒213-0012 神奈川県川崎市高津区坂戸3-2-1 KSP西棟614

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所 溝の口支所

TEL 044-819-2034 E-Mail rep-kenkyu@kistec.jp